

# 東北マーチングコンテスト実施規定

令和7年2月1日

(大会名称)

第1条 この大会は、「第〇〇回東北マーチングコンテスト」という。

(大会内容)

第2条 東北マーチングコンテストは、以下の上位大会への代表団体を推薦する予選大会である。

- (1) 全日本マーチングコンテスト
- (2) 全日本小学生バンドフェスティバルフロア部門

(実施規定)

第3条 各大会の実施規定は別に定める。

(附則)

第4条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

第5条 この規定は、令和7年2月1日より実施する。

# 全日本マーチングコンテスト予選東北大会実施規定

令和6年12月7日

令和7年2月1日 令和8年4月18日

## (総 則)

**第1条** 本大会は、各県連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、毎年10月に実施する。

**第2条** 理事会は、毎年12月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

**第3条** 部門順序及び出演順序は、理事会で決定する。

**第4条** 選出母体となる県連盟は次のとおりとする。

青森県吹奏楽連盟

秋田県吹奏楽連盟

岩手県吹奏楽連盟

山形県吹奏楽連盟

宮城県吹奏楽連盟

福島県吹奏楽連盟

## (実施部門)

**第5条** 実施部門は次のとおりとする。

① 中学生の部 ② 高等学校以上の部 ③ ビギナーの部

「ビギナーの部」は「中学生の部」「高等学校以上の部」への導入段階として東北吹奏楽連盟が独自に設定する部門である。

## (参加規定)

**第6条** 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメジャーはこの人数に含まない。県予選の申込人員を超えることはできない。

2 指揮者は置いてもよい。

**第7条** 各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複し出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、合同バンド及び地域バンドに所属する小学生<sup>\*1</sup>の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。中学生と小学

生の合同バンドを認める。

イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

エ 都道府県や市区町村等の指示により、連盟加盟の拠点校を中心とした合同部活動に所属する未加盟校の生徒は参加を認める。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※<sup>1</sup>、中学生※<sup>2</sup>で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校以上の部

<高等学校>

高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内の小学生、中学生の参加は認める。)参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

以下の条件のもと単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、各々の学校長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校として本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

<大学>

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)、同一の高等専門学校に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

<職場>

同一経営の会社・工場・事務所・官庁(それぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、その勤務先に勤務している者とする。

<一般>

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※<sup>1</sup>小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※<sup>2</sup>中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 その他、第7条第1項(1)－②、③並びに(2)－②に該当しない団体の参加については、事務局でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

**第8条** 指導者並びに指揮者およびドラムメジャーの資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

2 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

**第9条** 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

### (演奏・演技)

- 第10条** 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。
- 第11条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。  
2 電子楽器(エレキベースを含む)・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認めない。  
3 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。  
4 メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。
- 第12条** 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟で決定し、発表される。ただし、ビギナーの部は任意の2つの規定課題を行うものとする。なお、規定課題を行わなかった場合、失格とする場合がある。
- 第13条** 演奏曲は県予選で演奏したものとする。
- 第14条** 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。  
(注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。  
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。
- 第15条** 出演時間は6分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。ただし、ビギナーの部の演奏時間は5分以内とする。
- 第16条** 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

### (審査・表彰)

- 第17条** 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として5名とする。  
2 審査方法は本大会審査内規による。
- 第18条** 表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。  
2 参加団体にトロフィーを贈る。  
3 3年連続して金賞を受賞した団体は、表彰する。  
4 東北代表となった団体には楯を贈る。

### (県代表)

- 第19条** 各県連盟は、マーチングコンテストと小学生バンドフェスティバルフロア部門と合わせて7団体推薦できる。ただし、小学生バンドフェスティバルフロア部門の代表数は最大4団体までとする。  
2 県代表7団体の他に、ビギナーの部に参加した団体は、県大会で演奏した後に東北大会に参加できることとする。

- 3 2年連続してビギナーの部で東北大会に出場した団体は、次年度ビギナーの部に参加できない。
- 4 各県連盟は、本大会開催日の3週間前までに県大会を実施し、代表団体を東北吹連に報告する。

#### (東北代表)

- 第20条** 本大会から全国大会に推薦する団体数は、前年度に全日本吹奏楽連盟から指定された数とする。
- 2 代表決定方法は別に内規を定める。

#### (その他)

- 第21条** 参加に要する費用については、参加団体の負担とする。
- 第22条** 本大会実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第23条** 東北大会実行委員には東北吹連役員と主管県の役員があたる。
- 第24条** その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

#### (附 則)

- 第25条** この規定は、理事会の決議により改定することができる。
- 2 この規定は、令和8年4月1日より施行する。

## 全日本マーチングコンテスト予選東北大会審査内規

平成15年12月6日

平成19年4月21日 平成21年4月25日 平成30年2月3日 令和6年12月7日

- 第1条** この内規は、マーチングコンテスト東北大会実施規定第16条・第19条に基づき審査および判定について定めるものである。

#### 第2条 (審査方法)

審査員は、「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」4項目について5段階で評価する。

#### 第3条 (減点方法)

規定課題の不合格による減点については、以下のように扱うものとする。

- ・ 1課題について、総合得点から10点を減点する。

#### 第4条 (結果の処理)

審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

#### 第5条（金銀銅賞・東北代表の決定方法）

判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、東北代表選出方法は、次の通りとする。

- 1 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。
- 2 1で決着がつかない場合は、審査員の投票を行う。

#### 第6条（賞の決定）

第5条による結果は、審査員の下承を得て、理事長が賞を決める。

#### 第7条（審査一覧表）

審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。

#### 第8条（改定）

この内規は、理事会の議決により改定することができる。

## マーチングコンテストならびに

## 小学生バンドフェスティバルフロア部門（以下マーチング）の

## 県代表数についての申し合わせ事項

平成25年4月27日

令和3年4月24日 令和6年12月7日 令和7年2月1日

**第1条** この申し合わせは、「マーチングの代表数7」を満たすことができない県が出た場合の代表枠を、他県に割り振る方法について定めるものである。

#### 第2条（参加団体数の報告）

各県事務局は、その年度の県大会参加締め切り日に東北事務局に参加団体数を大会毎・部門毎に報告する。

#### 第3条（参加数の集約）

東北事務局は6県からの報告を取りまとめ、全体で満たされない代表数を算出する。

#### 第4条（割り振り方法）

その代表数を他県に割り振る場合、以下の優先順位で決定する。

- 1 東北大会開催県
- 2 「全日本マーチングコンテスト」参加数の1番目に多い県
- 3 「全日本マーチングコンテスト」参加数の2番目に多い県

4 以下は「全日本マーチングコンテスト」参加数の次に多い県

**第5条（報告）**

取りまとめ後に事務局は直ちに理事長に報告し、理事長は各県理事長に伝える。

**第6条（演奏順）**

割り振られた代表団体の演奏順を決める抽選番号は、代表数より不足した県の一番小さい数字を割り当てるものとする。ただし、不足した県が複数の場合は、東北事務局が割り振る。

**第7条（部門の設定）**

代表枠を多く割り振られた県は、代表を出す部門を独自に決定できる。

**第8条（改定）**

この申し合わせ事項は、理事会の議決により改定することができる。